

2021年3月1日

残高1万円未満の預金口座解約手続きにおける押印省略について

平素より格別のご愛顧を賜り、厚く御礼申し上げます。

弊行では、お客さまの利便性向上のため、残高1万円未満の普通預金、貯蓄預金、納税準備預金口座の解約手続きにつきまして、運転免許証等の顔写真付きの公的本人確認書類をご提示いただくことで届出印の押印を不要とする取扱いを開始しますので、下記のとおりお知らせいたします。

今後とも、充実したサービスの提供に努めてまいりますので、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 取扱開始日

2021年4月1日（木）

2. 対象となるお客さま

個人のお客さま、個人事業主のお客さま

3. 対象口座

残高1万円未満の普通預金口座（決済用預金含む）、貯蓄預金口座、納税準備預金口座

4. ご持参・ご提示いただくもの

- ・通帳、キャッシュカード（発行されている場合）
- ・顔写真付きの公的本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカード等）

以上

【本件に関するお問合せ先】

事務統括部 南・勝目

TEL099-226-1412

受付時間 平日 9:00~17:00